

■「けいしんカードローン契約規定」の新旧対比表（平成23年4月1日）

変 更 後	現 行
第3条（利用限度額） 1. 本契約に基づく利用限度額は、<u>けいしんカードローン申込書（兼当座貸越契約書）記載の貸越極度額（以下「極度額」という。）</u>とします。 2. 私は極度額を超えない範囲で、第4条第1項に定める契約期間内において、繰返し追加して利用できるものとします。ただし、極度額以内といえども私が本規定に定める返済を遅滞した場合には、返済すべき遅延元金（損害金を含みます。）が返済されるまで利用できないものとします。 3. ～4. （略） 第4条（契約期間） 1. （略） （削除） 2. 期間満了日前に私又は組合の一方から、書面により契約期限を更新しない旨の申出がなされた場合には、本契約は契約期限に解約されるものとし、この場合の取扱いは、次のとおりとします。 (1) （略） (2) 私は契約期限の満了又は契約を解約しても、私の組合に対する債務が存続する場合は、この契約の効力は存続するものとします。ただし、<u>新たな当座貸越を受けることはできないものとします。</u> (3) （略） 第6条（遅延損害金） 組合に対する債務を履行しなかった場合の遅延損害金の割合は年14.00%とします。この場合の計算方法は年365日の日割計算とします。 第8条（約定返済等） 1. ～2. （略） 3. 約定返済日の前月末日における極度額に応じて、<u>前項の表に基づく返済金額（以下「返済予定金額」という。）を給与から控除のうえ、指定預金口座へ入金することとします。</u> <u>約定返済日における指定預金口座の残高が約定返済金額に満たないため、返済が遅れている金額がある場合には、当該約定返済金額と翌月の返済予定金額とを合わせた金額を控除のうえ、指定預金口座に入金することとします。</u> 4. 約定返済日における約定返済金額に不足額が生じるときは、直ちにその差額を指定預金口座へ入金します。また、指定預金口座の残高が返済額に満たない場合には、組合はその一部返済に充てる取扱いをしないものとします。 5. <u>万一入金が遅延した場合には、入金後、組合はいつでも第1項と同様の取扱いにより、返済に充当することができるものとします。</u>	第3条（利用限度額） 1. 本契約に基づく利用限度額はけいしんカードローン申込書（兼当座貸越契約書）記載の貸越極度額（以下「極度額」という。）とします。 2. 私は極度額を超えない範囲で、第4条1に定める契約期間内において、繰返し追加して利用できるものとします。ただし、極度額以内といえども私が本規定に定める返済を遅滞した場合には、返済すべき遅延元金（損害金を含みます。）が返済されるまで利用できないものとします。 3. ～4. （略） 第4条（契約期間） 1. （略） 2. <u>前項の規定にかかわらず、私が退職したとき又は組合員の資格を喪失したときは、契約期間にかかわらず本契約は解約されるものとします。</u> 3. 期間満了日前に私又は組合の一方から、書面により契約期限を更新しない旨の申出がなされた場合には、本契約は契約期限に解約されるものとし、この場合の取扱いは、次のとおりとします。 (1) （略） (2) 私は契約期限の満了又は契約を解約しても、私の組合に対する債務が存続する場合は、この契約の効力は存続するものとします。ただし新たな当座貸越を受けることはできないものとします。 (3) （略） 第6条（遅延損害金） 組合に対する債務を履行しなかった場合の遅延損害金の割合は年14.00%とします。この場合の計算方法は年365日の日割計算とします。 第8条（約定返済等） 1. ～2. （略） 3. 約定返済日の前月末日における極度額に応じて、<u>本条第2項の表に基づく返済金額（以下「返済予定金額」という。）を給与から控除のうえ、指定預金口座へ入金することとします。</u> <u>上記にかかわらず、前月末日における貸越残高が返済予定金額に満たない場合は前月末日における貸越残高全額を返済予定金額とします。</u> 4. <u>返済予定金額と約定返済日における約定返済金額が異なり不足額が生じるときは、直ちにその差額を指定預金口座へ入金します。</u>また、指定預金口座の残高が返済額に満たない場合には、組合はその一部返済に充てる取扱いをしないものとします。 5. <u>約定返済日における指定預金口座の残高が、約定返済金額に満たない場合には翌月の約定返済日に当該約定返済金額と、翌月の約定返済金額とを合わせた金額を返済することとします。ただし、翌月の返済日に指定預金口座の残高が、約定返済金額に満たない場合には更にその翌月の返済日に、返済が遅れている金額を加えた金額を同様の取扱いにより返済することとします。</u> <u>ただし、この取扱いは遅延月数が3か月未満で契約期間（あるいは更新後の期間）内に6回を限度とし、超えた場合は第12条第1項の適用を受けるものとします。</u>

変 更 後	現 行
6. (略) (削除) 第9条 (任意の返済) 1. 前条による返済のほか、カードローン口座へ直接入金することにより、元本を任意増額返済することができるものとします。ただし、入金額が貸越残高相当額を超える場合は、その超える金額は指定預金口座に振替えるものとします。 2. 前条第1項、第4項及び第5項の規定にかかわらず、約定返済が遅れているときにカードローン口座へ直接入金した場合には、遅延してる約定返済に充当するものとします。この場合において任意返済金は、約定返済に充当した金額を控除した金額とします。 なお、入金額が約定返済未満の場合は、約定返済の一部に充当する取扱いをしないものとします。 3. (略) 第11条 (解約・中止) 1. 前条各号の事由が生じた場合には、第4条の規定にかかわらず組合はいつでも新たな貸出を中止し、又は契約を解約することができます。 2. 私はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、組合所定の書面により組合に通知します。 3. (略) 第12条 (組合からの相殺) 1. 本契約による債務のうち各返済日が到来したもの、又は第10条によって返済しなければならない債務金額と、私の組合に対する預金その他の債権とを、その債権の期限の如何にかかわらずいつでも組合は相殺することができます。 2. (略) 3. 前各項によって相殺する場合には、債権債務の利息及び損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利息によらず約定利率により1年を365日とし日割で計算します。 第13条 (借主からの相殺) 1. ～2. (略) 3. 第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息及び損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。 第14条 (債務の返済等に充てる順序) 1. 第12条により組合から相殺する場合、債務全額を消滅させるに足りないときは、組合が適当と認める順序方法により充当することができ、その充当に対しては異議を述べません。 2. 前条により私が相殺する場合、債務全額を消滅させるに足りないときは、私の指定する順序方法により充当することができます。 3. (略) 4. 第2項の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、組合は遅滞なく意義を述べ、担保、保証の有無、軽重、処分	6. (略) 7. 第3項の規定にかかわらず、約定返済日における指定預金口座の残高が約定返済金額に満たないため、返済が遅れている金額がある場合において、組合から返済の遅れている金額について、返済の請求があったときは直ちにこれに応じます。 第9条 (任意の返済) 1. 第8条による返済のほか、カードローン口座へ直接入金することにより、元本を任意増額返済することができるものとします。ただし、入金額が貸越残高相当額を超える場合は、その超える金額は指定預金口座に振替えるものとします。 2. 前条第3項の規定にかかわらず、約定返済が遅れているときにカードローン口座へ直接入金した場合には、遅延してる約定返済に充当するものとします。この場合において任意返済金は、約定返済に充当した金額を控除した金額とします。 なお、入金額が約定返済未満の場合は、約定返済の一部に充当する取扱いをしないものとします。 3. (略) 第11条 (解約・中止) 1. 組合が債権保全のため、若しくは私が第9条第3項及び前条各号のひとつでも該当又は該当すると組合が認めたときは、いつでも貸出を中止、又は契約を解約することができます。 2. 私はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合組合所定の書面により組合に通知します。 3. (略) 第12条 (差引計算) 1. 本契約による債務のうち各返済日が到来したもの、又は前条によって返済しなければならない債務金額と、私の預金その他の債権とをその債権の期限の如何にかかわらず、いつでも組合は相殺することができます。 2. (略) 3. 前項によって差引計算をする場合、債権債務の利息などの計算については、その期間を計算実行の日までとし、利率は組合の定めるものとします。 第13条 (相殺) 1. ～2. (略) 3. 第1項によって相殺をする場合、債権債務の利息等の計算については、その期間を相殺通知の到着の日までとし、利率は組合の定めによるものとします。 第14条 (充当の指定) 1. 弁済又は第12条による差引計算の場合、債務全額を消滅させるに足りないときは、組合が適当と認める順序方法により充当することができ、その充当に対しては異議を述べません。 2. 第13条により私が相殺する場合、債務全額を消滅させるに足りないときは、私の指定する順序方法により充当することができます。 3. (略) 4. 2項の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、組合は遅滞なく意義を述べ、担保、保証の有無、軽重、処分の難

変 更 後	現 行
難易、弁済期の長短などを考慮して、組合の指定する順序方法により充当することができます。 5. (略) <u>第21条(反社会的勢力の排除)</u> <u>1. 私は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。</u> <u>(1) 暴力団</u> <u>(2) 暴力団員</u> <u>(3) 暴力団準構成員</u> <u>(4) 暴力団関係企業</u> <u>(5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等</u> <u>(6) その他前各号に準ずる者</u> <u>2. 私は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。</u> <u>(1) 暴力的な要求行為</u> <u>(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為</u> <u>(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</u> <u>(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて組合の信用を毀損し、又は組合の業務を妨害する行為</u> <u>(5) その他前各号に準ずる行為</u> <u>3. 私が第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切であると組合が認めた場合には、私は組合から請求があり次第、組合に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。</u> <u>4. 前項の規定により、債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。</u>	易、弁済期の長短などを考慮して、組合の指定する順序方法により充当することができます。 5. (略) (新設)

以 上